

桐生市役所庁舎等における広告媒体等ディスプレイの設置及び運用事業者募集要項

1 事業名

桐生市役所庁舎等における広告媒体等ディスプレイの設置及び運用事業

2 設置場所

桐生市 織姫町ほか 地内

桐生市役所新庁舎 1階（桐生市織姫町1番1号） 天井吊下げ型 5基

桐生市新里支所 1階（桐生市新里町武井693番地の1） 自立型 1基

桐生市黒保根支所 1階（桐生市黒保根町水沼182番地の3） 自立型 1基

3 事業内容

本事業は、令和7年1月に供用開始予定である桐生市役所新庁舎1階の住民窓口における呼出番号案内モニター付近と新里支所1階及び黒保根支所1階の指定する場所に、広告媒体等ディスプレイ（以下「広告媒体等ディスプレイ」という。）を設置し、市政情報等を放映するものです。機器の設置及び維持管理費用については、本募集要項により選定した受注者が広告料収入等により賄うものとし、広告媒体等ディスプレイで使用する電気料金については、受注者が市に納入するものとしします。

4 事業期間

設置完了日から 令和12年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第（昭和22年政令第16号）167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 広告媒体等ディスプレイの設置事業において、過去3年以内の官公庁の履行実績があると認められる者であること。
- (7) 桐生市建設工事等請負業者選定要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 令和4・5年度の桐生市における物品納入及び役務の提供等に係る競争入札参加資格の認可を受けていること。
- (9) 国税、都道府県税及び市税に未納がないこと。

6 広告媒体等ディスプレイの設置条件等

- (1) 設置、移設、撤去等に関する一切の費用は受注者が負担すること。また、緊急時におけるエリアメール受信に係る回線及びその他の回線については、受注者負担で使用可能とすること。
- (2) 広告媒体等ディスプレイの維持管理・保守は、受注者の負担で行うこと。
- (3) 発注者は、発注者の責によることが明らかな場合を除き、広告媒体等ディスプレイの破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、受注者は広告媒体等ディスプレイの破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は受注者が負担すること。

7 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（様式 1）に必要な書類を添え、次の期間内に提出すること。

(1) 入札参加に係る申込書類の提出

ア 提出期間

令和 5 年 12 月 4 日（月）から 令和 5 年 12 月 18 日（月）まで

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までは除く。）

※ 閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付をいたしません。

ウ 提出方法

郵送（郵送の方法は、書留郵便とし、受付期限までに必着とします。）

※提出期限当日消印有効

※持参、電話、ファクシミリ、電子メールによる受け付けは行いません。

エ 受付場所

【送付先】

〒376-8501

群馬県桐生市織姫町 1 番 1 号

桐生市共創企画部魅力発信課 行

8 質問書の受付及び回答

(1) 提出期間

令和 5 年 12 月 4 日（月）から令和 5 年 12 月 7 日（木）午後 4 時まで

※閉庁日、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 提出方法

質問をする際は、質疑応答書（様式 2）、次のファクシミリ番号又は魅力発信課のメールアドレスへお送りください。

送信後は、次の電話番号に送信の確認をお願いします。

電 話：0277-46-1111

F A X：0277-44-0754

e-mail：miryoku@city.kiryu.lg.jp

(3) 回答方法

すべての質問及び回答をまとめ、12 月 12 日（火）午後 5 時までに桐生市ホームページにおいて公表します。

9 入札

(1) 入札日及び開札の日時及び場所

日時：令和 5 年 12 月 26 日（火）午後 2 時

場所：桐生市役所本庁舎 4 階 401 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札方法等

入札書の持参による。桐生市が指定する入札書（様式 5）を使用すること。

(4) 無効な入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札の参加資格がない者が入札したもの

イ 入札参加者が一物件に 2 通以上の入札をしたもの

ウ 入札書の金額、氏名、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、金額が訂正された入札、その他主要な事項が確認できない入札

エ 所定の入札書を用いていない入札

- オ 代理人による入札において、委任状を提出しない者が入札したもの
- カ 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札

10 落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立会いの上、直ちに行います。

(2) 落札者の決定

ア 市が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

イ 入札結果については、落札決定後、桐生市ホームページで公表します。また、落札者以外の方の入札金額や入札をされた方全員の法人名称について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。入札結果の公表に同意いただけない方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

11 協定の締結等

(1) 落札決定日の翌日から7日以内に、協定を締結します。

(2) 正当な理由なくして、指定の期日までに協定を締結しない場合は、協定を締結しないものとみなし、落札は無効とします。

(3) 協定の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

(4) 協定の締結は、入札参加者名義で行います。

12 設置事業者の取り消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(2) 落札の決定から協定の締結までの間に、資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市で判断したとき。

(3) 著しく社会的信用を損なう行為により、設置事業者としてふさわしくないと市で判断したとき。

(4) 設置事業者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

13 その他

(1) 提出された入札参加申込書等は返却しません。

(2) 本要項に記載のない事項については、落札後に協議します。

14 問合せ先

群馬県桐生市織姫町1番1号

桐生市 共創企画部 魅力発信課

電話：0277-46-1111

e-mail：miryoku@city.kiryu.lg.jp